

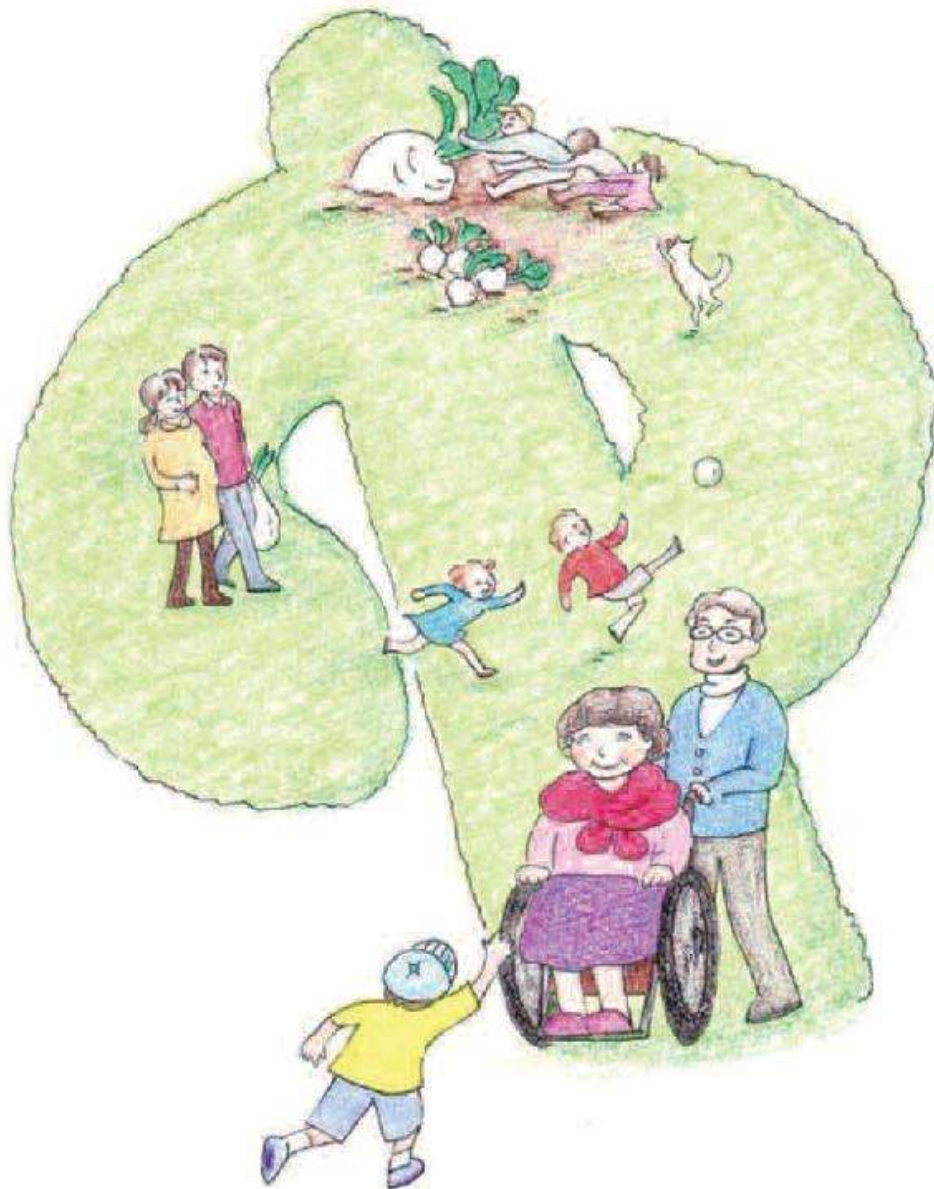


中央区のシンボルマーク

第2期

中央区地域福祉計画

計画期間 平成23~26年度



平成23年3月

千葉市

はじめに

身近な地域の問題を住民同士の助け合いにより解決していこうとすることが地域福祉計画の目的です。

その目的の達成のために、「第1期計画」を策定し、平成18年度から22年度の5年間をかけて努力して参りました。

このたび計画の期間が満了することから、「第2期計画」を策定いたしました。

この「第2期計画」では、「第1期計画」の基本目標である「みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区」を継承しながら、住民と行政が各々の役割分担を再確認し、「第1期計画」ではその取組みが進まなかった項目、今後内容をさらに充実させて進めていく項目などを「実行」していくための手掛かりになるよう工夫したことから、区民の皆様にもこの計画の推進に更なるご協力をお願いします。

終わりに、中央区地域福祉計画推進協議会委員の皆様には5年間、計画の推進に携わっていただき、また、5回の会議を通じて熱心に意見交換いただきましたこと、並びに貴重なご意見をいただいた区民の皆様には心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

中央区長

第2期中央区地域福祉計画の推進に向けて

第1期計画の平成18年度から22年度までの5年間は、社会経済情勢が大きく移り変わり、「住み慣れた地域で、安心してその人らしくいつまでも暮らせる」という誰もの願いが叶えにくくなってきています。間もなく超高齢化社会を迎える私たちは、その願いを叶えるために、自らが助け合い、支え合いの行動を起こすことが必要です。その行動の道標となるよう「第1期計画」を策定し、色々なテーマに取り組んで参りました。

今回、「第1期計画」の計画期間が満了することから、その理念を引継ぎ、計画を見直し、新たな「第2期計画」の策定に取り組みました。

見直しにあたっては、「中央区地域福祉計画推進協議会」の場を活用し、2年をかけて「第1期計画」の推進状況等を把握し、取り組みが進まなかった項目、今後もっと内容を充実させる必要がある項目などを検討し、中央区としての重点項目を決めるなど5回の会議を通じて熱心に意見交換を行いました。そうした意見交換を通じて、住民と行政の役割分担を再確認したり、実行にあたっての考え方などを共有することができたのではないかと考えています。

これからも、「支え合い安心して暮らせる」まちづくりを進めていくこととなりますが、この第2期計画が中央区の地域福祉を推進する上での指針として十分機能をはたし、計画が確実に実行されることを心より願っています。

中央区地域福祉計画推進協議会

委員長 **武井 雅光**

目 次

総 論

第1章 計画見直しの概要	1
1 計画見直しの背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 第1期計画の推進状況	5
1 第1期計画の推進状況と課題	5
2 計画を推進する上での今後の対応	10
第3章 計画見直しの方法	11
1 計画見直しの体制	11
2 計画見直しの方法	11
3 計画見直しに係る4つのポイント	11
4 取組項目の選別	11

各 論

第4章 基本目標と基本方針	12
1 基本目標	12
2 7つの基本方針	13
第5章 地域福祉の展開	14
1 中央区としての重点（優先）項目	16
2 各地区で選択する重点（優先）項目	17
3 基本方針ごとの取組項目	20
第6章 計画の推進に向けて	44
1 推進体制の確立	44
2 計画の進行管理	45

資 料 編

1 中央区の現状	46
2 中央区地域福祉計画推進協議会	51

総論

第1章 計画見直しの概要

第2章 第1期計画の推進状況

第3章 計画見直しの方法

第1章 ここでは中央区地域福祉計画（以下「第1期計画」という。）の見直しの概要について記述しました。

第2章 第1期計画の取組みがどの程度進んだのか、その状況を記述しました。

第3章 どのように第1期計画を見直したか、具体的な方法について記述しました。

第1章 計画見直しの概要

1 計画見直しの背景と目的

(1) 策定の趣旨

中央区では、誰もが住みなれた地域で、安心して充実した生活を送れるように、区民一人ひとりが、地域の構成員として役割を持ち、今まで以上に協力し、支え合い助け合う仕組みをつくることを目指して「第1期計画」を平成18年3月に策定し、推進を図ってきました。

しかしながら、「第1期計画」の策定から5年が経過し、この間、支え合い助け合いながら、地域の生活課題解決に向けた取り組みを実践してきましたが、目指したところまで進んだとは言えません。

そこで、あらためてどのようにすれば目指したところまで進められるか、区民が取り組むべき項目を検討した第2期中央区地域福祉計画（以下「第2期計画」という。）を策定したものです。

(2) 見直しにあたって

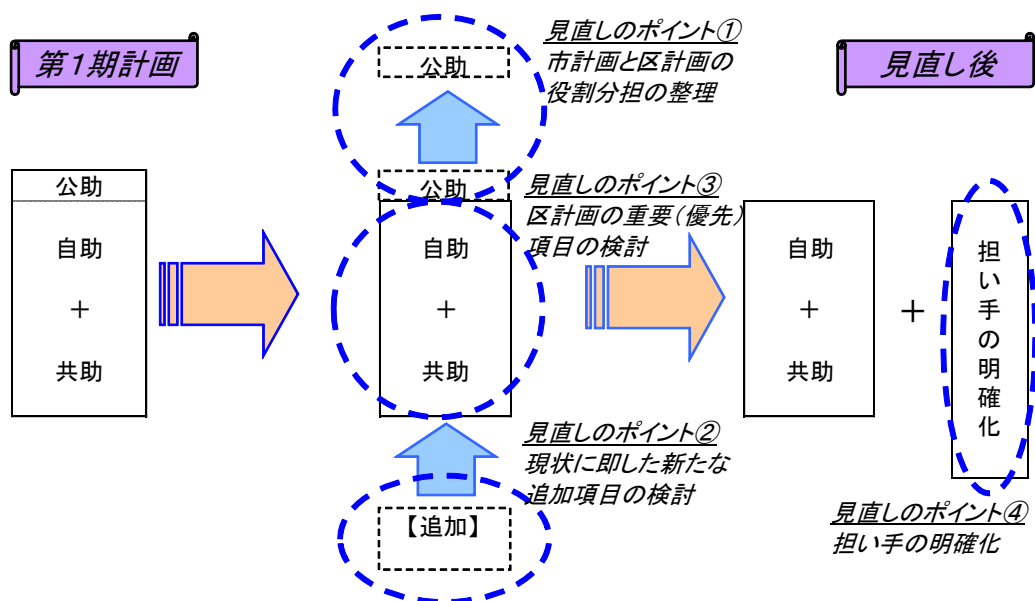
第1期計画策定では、地域の生活課題や問題点の抽出から、その解決に向けた取り組みにいたるまで、すべて多くの区民の話し合いで決めてきました。

第1期計画の推進にあたっては、地域の住民（町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者、公募の方など）が委員となる「中央区地域福祉計画推進協議会」（以下「区推進協」という。）を設置し、地域で実施されている取り組みを紹介するなど情報を共有し、推進を図ってきました。

第2期計画の策定は、「区推進協」の場において、第1期計画の策定の理念（身近な生活課題を住民同士の助け合いで解決する）を継承し、見直しを行いました。また、次の4つの見直しのポイントに沿って整理しました。

- ① 市計画（公助）と区計画（自助・共助）の役割分担を整理する。
- ② 現状に即した新たな追加項目の検討を行う。
- ③ 区計画の取組項目中に重点（優先）項目を設ける。
- ④ 取組項目を実行する「担い手」を明確化する。

図-1 【計画の見直しのイメージ】



2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

平成12年6月の社会福祉法の改正により地域福祉の推進を図るという目的のために、市町村による地域福祉計画の策定が新たに定められました。

中央区地域福祉計画は、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」として位置付けられています。

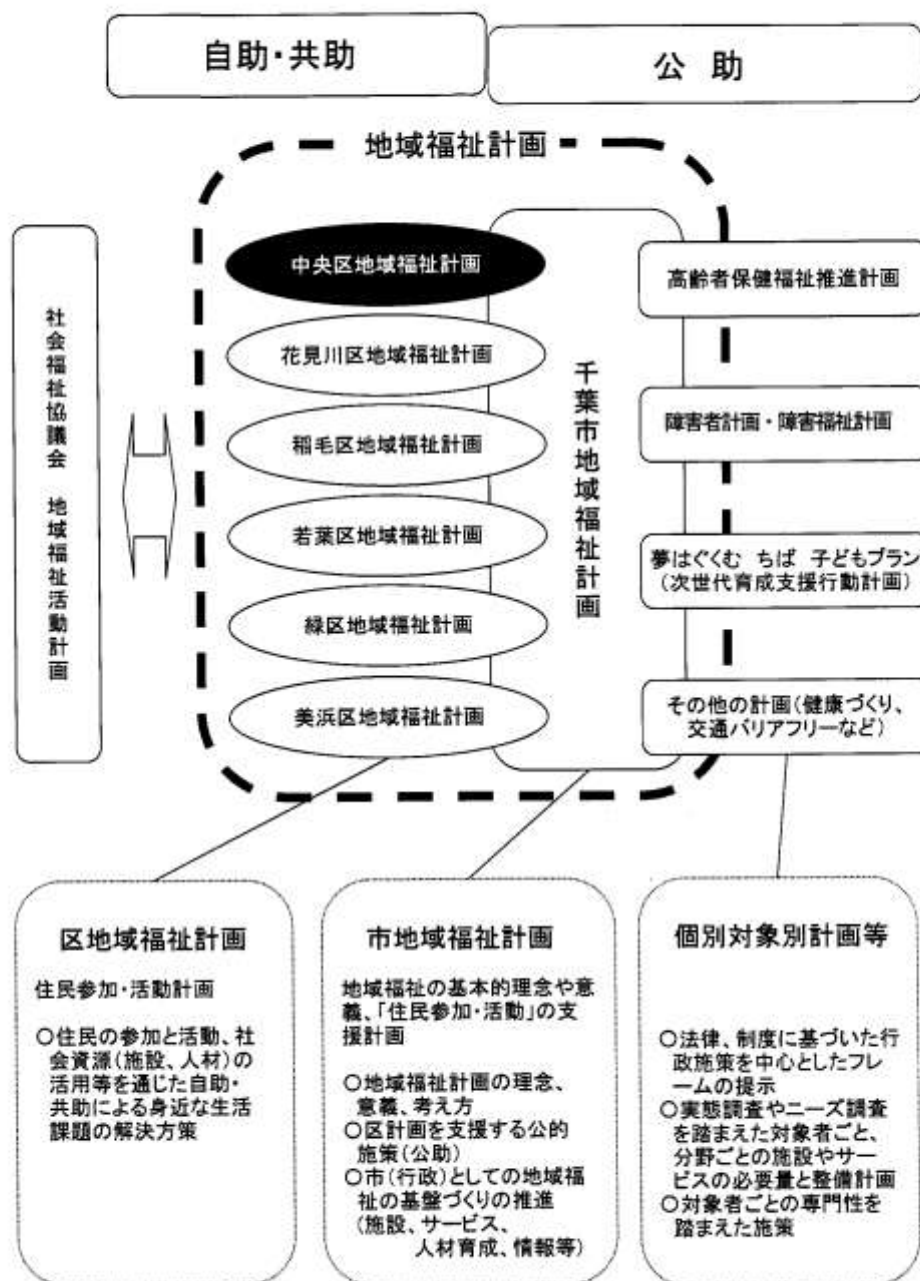
(2) 全市的な計画（千葉市地域福祉計画）との関係

区計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分でできることは自分で行うこと(自助)、地域住民同士が支え合うこと(共助)を中心とした住民による参加・協働の計画です。

策定当初から多くの住民の皆さんの参加を得て、自ら課題を選定し検討を行ったものであり、身近な生活課題の解決策が盛り込まれています。

一方、市計画は、地域福祉に関する基本理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策（施設整備、サービス、人材育成、情報提供等）(公助)を中心として盛り込まれています。

図-2 【区計画と市計画の関係イメージ図】



(3) 第1期計画から第2期計画へ

第1期計画では、地域の生活課題や問題点の抽出から、その解決に向けた取組みにいたるまで、地域住民が主体的に意見を出し合い計画を策定し、取組んできました。

しかしながら、かなり広範囲な取組みもあり、なかなか解決にいたるまでにはいたっていないという問題が残りました（「自助・共助」だけではやりきれないものを抱えてしまった）。

第2期計画は、第1期計画を振り返り「自助・共助」として、まだまだ取組みがこれからのもの、今後内容をさらに充実させていくべきものなどを仕上げるため、「実行」をキーワードとして取り組んでいきます。

そのための重点（優先）項目を定めます。

キャッチフレーズ

～ 第2期計画は「実行」を合言葉に 進めよう !!～



4年間でやりきろう！計画的に！

むずかしいといわずにやってみようよ！

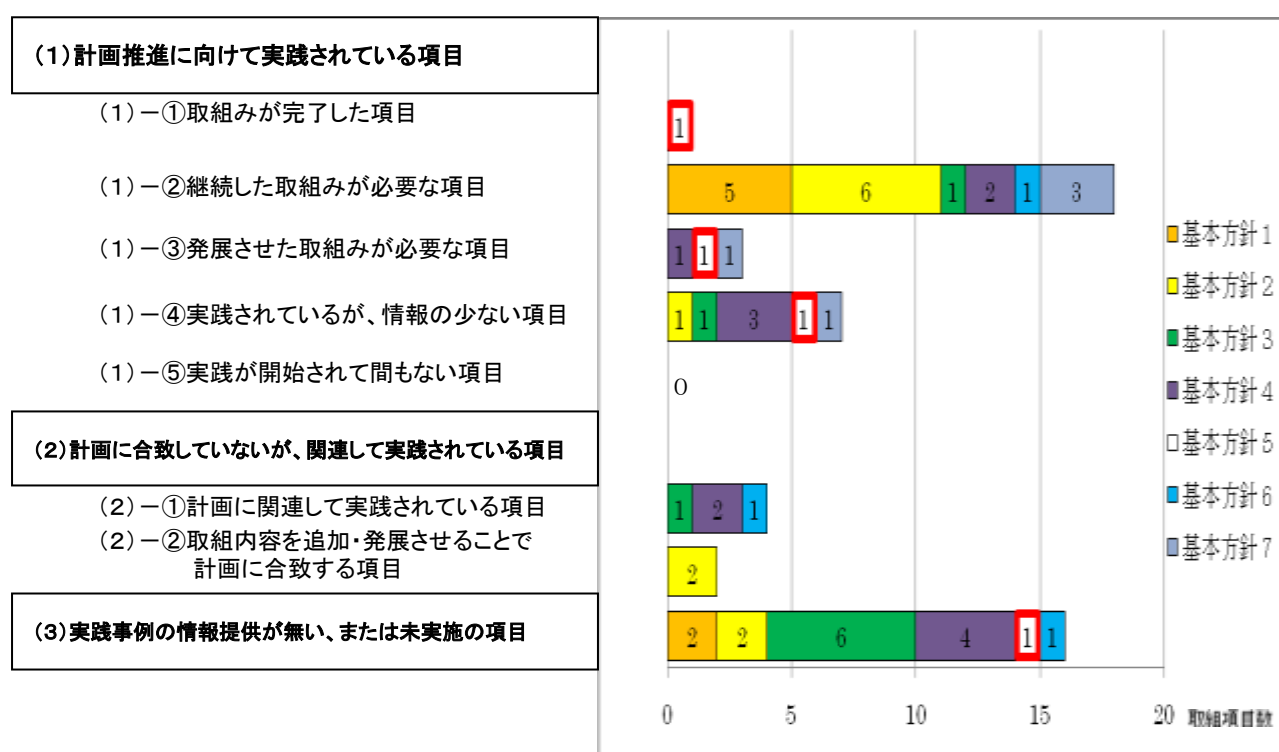
3 計画の期間

計画の期間は、第1期計画では平成18～22年度（5年間）でしたが、「千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）」、「千葉市障害福祉計画」、「千葉市次世代育成支援行動計画後期計画」等の終了年度と整合を図るため、平成23～平成26年度（4年間）とします。

第2章 第1期計画の推進状況

1 第1期計画の推進状況と課題

第1期計画は7つの基本方針に基づき、計画を推進しました。取組状況は、(1)計画推進に向けて実践されている項目、(2)計画に合致していないが、関連して実践されている項目、(3)実践事例の情報提供が無い、または未実施の項目、として大きく3分類しています。



51項目中、「計画推進に向けて実践されている項目」、「計画に合致していないが、関連して実践されている項目」が35項目ありますが、「実践事例の情報提供が無い、または未実施の項目」も16項目あります。

◆基本方針1 身近なコミュニティづくりの推進

<推進状況>

- 地域活動をしている人たちや関係機関が身近な問題に対する共通の理解を深め、それぞれの持ち味を活かしながら相互に連携を深めることが重要です。実際には千葉市地域福祉計画パイロット事業や地域福祉推進モデル事業を実施して成果がありましたが、全体的な推進には結びついていません。
- 住民一人ひとりが、地域のつながりについて意識を持ち、日頃から近所づきあいを大切にして、高齢者、障害者、子どもたちを見守っていくために取り組みました。
- ひとり暮らしの高齢者に対する支援の取組みは進んでいますが、認知症高齢者に対する支援の取組みがなかったため、今後地域での見守りの中で認知症に関する正しい知識の習得や対応について取り組む必要があります。

<主な取組み>

- ・「ひとり暮らしの高齢者に対する支援」
- ・「すべての子どもを地域で育てる仕組みづくり」
- ・「助け合い支援、ちょっとボランティア募集」
- ・「福祉マップ・安心カードの作成」
- ・「災害時ひとりも見逃さない活動」
- ・「ふれあい・いきいきサロン」
- ・「ふれあい・子育てサロン」

【課題】

- 見守りについて、いくつかの地域で実践されていますが、活動内容や活動の頻度など各地区で格差が見られることから、全体的なレベルアップが必要です。
- 認知症高齢者に対する正しい知識の習得や見守りに「あんしんケアセンター」（地域包括支援センター）を活用し、地域での見守りを進めます。

◆基本方針2 交流の場と仲間づくり

<推進状況>

- 相互に交流を深めたり、心身の健康増進を図ることを目的とした仲間づくりと居場所づくりに取り組みました。
- 児童や高齢者の枠にとらわれずにふれあう交流の場の設置に取り組みはじめました。

<主な取り組み>

- ・「ふれあい・いきいきサロン」、「ふれあい・子育てサロン」の充実
- ・「地域住民の健康増進事業」
- ・「地域の仲間づくり」
- ・「すべての子どもを地域で育てる体制づくり」

【課題】

- 子育てサロン、いきいきサロンはかなり充実してきましたが、障害者との交流の場の設置は未着手でしたので、今後取り組んでいく必要があります。

◆基本方針3 社会参加の推進

<推進状況>

- 社会参加や地域活動に参加する機会をつくるため、高齢者の知識や能力、経験を生かしたボランティア活動の取り組みをはじめました。

<主な取り組み>

- ・「年末慰問訪問」
- ・「特別養護老人ホーム慰問」
- ・「知的障害者授産施設の社会参加支援」
- ・「ふれあい広場」

【課題】

- 高齢者の蓄積した知識や経験を生かした社会参加や地域活動への参加の取り組みは成果をあげつつありますが、今後はさらに幅広く発展させて取り組む必要があります。また、障害者や障害児が、社会参加や地域活動に参加する取り組みはほとんどないので、今後取り組む必要があります。

◆基本方針4 人材の育成・地域の福祉力向上

<推進状況>

- 地域で地域福祉活動に参加する人の掘り起こしに取り組みました。
- サービス利用者のため、ボランティアに正しい知識の提供や地域で地域福祉に関する市民講座などの機会を増やすための取り組みを行いました。

<主な取り組み>

- ・「地域ぐるみ福祉推進交流事業の福祉ボランティア研修会」
- ・「地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会の提供」

【課題】

- ボランティア育成に取り組みましたが、各地区で人材（マンパワー）が不足しており、人材の育成・確保は各地区共通の課題となっていることから、区全体で取り組む必要があります。

◆基本方針5 相談体制、情報提供の場づくり

<推進状況>

- 高齢者にわかりやすい、また、子どもたちの事も考えた福祉マップの作成に取り組みました。

<主な取り組み>

- ・「地域内福祉マップの作成」
- ・「地域内の安全・安心の街づくりのための福祉マップづくりフォーラム開催」
- ・「災害時支援体制（マップづくり・安心カードづくり）」

【課題】

- 福祉マップの作成の取り組みは「中央区のくらしの安全・安心マップ」等の発行で計画で掲げた取り組みは一応完了しました。今後は、更なる内容の充実と相談体制、情報提供の場づくりについて取り組む必要があります。

◆基本方針6 福祉教育の推進

<推進状況>

- あらゆる機会や場において、障害や障害者について、障害のある人もない人もお互いを理解するため、正しい福祉教育と心がけ等が必要です。
- 正しい福祉教育と心がけ等は継続した取り組みが必要です。

<主な取り組み>

- ・「なるほど介護講座」
- ・「子どもによる子どものための『子どもの権利条約』」の読書のすすめと感想文募集

【課題】

- 正しい福祉教育や心がけ等は、学校や地域で取り組まれはじめていますが、一部に限られており不十分でしたので、区全体に広まるよう取り組む必要があります。

◆基本方針7 人にやさしい生活環境づくり

<推進状況>

- 街の安全について、住民自らが何ができるのか取り組みました。
- 誰もが住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮らせるよう、弱者に配慮した取り組みをはじめました。

<主な取り組み>

- ・「セーフティウォッチャー」に参加
- ・「防犯パトロール」
- ・子どもに「子ども110番の家」の活用方法を教えるとともに「子ども110番の家」の人へも対応等を訓練
- ・「笑顔のまちづくり講座」～災害時における要援護者支援のしくみづくり～
- ・「災害弱者が安全に避難できるサポートシステム」
- ・「点字ブロック上の障害物調査」

【課題】

- バリアフリーのまちづくりの実施関連は、行政と協働で取り組みが必要であり、調整が必要です。

- 全体からみれば、取組みはかなり推進が見られますが、各地区の格差が見られますので、区全体でのレベルアップを図る必要があります。

2 計画を推進する上での今後の対応

第1期計画では、51取組項目中35項目が着手されています。そのうち、(1)計画推進に向けて実践されている項目が29項目、(2)計画に合致していないが、関連して実践されている項目が6項目あります。

計画の見直しにあたり、計画を推進する上での今後の対応について以下のように検討しました。

【課 題】	【今後の対応】
1 取組項目の本来の趣旨（目的）に合致した取組みが少ない。	⇒ 本来の趣旨（目的）に合致するよう、活動内容や活動頻度等を各地区で検討し、実施する。
2 取組項目の本来の趣旨（目的）に合致した取組みでも活動している地区が少ない。	⇒ 各地区で取り組むよう重点（優先順位）を決めて実施するように図る。
3 取組項目の本来の趣旨（目的）に合致した取組みでも活動内容、活動頻度等格差がある。	⇒ 全体的なレベルアップを図るよう進捗状況を把握する。
4 未着手の取組項目が16項目ある。	⇒ 未着手の取組項目は、原点に戻り、自助・共助・公助の観点から検討・選別し、公助としての取組は他計画（市計画等）へ転換する。

第3章 計画見直しの方法

1 計画見直しの体制

平成21・22年度に「区推進協」を活用して見直しを行いました。

具体的な作業は、作業部会（区推進協の委員で構成）を設置し、そこで計画の見直しについて意見を出し合いました。

2 計画見直しの方法

事務局（市・区・区社協）が原案を作成し、区推進協で協議しました。

3 計画見直しに係る4つのポイント

計画見直しにあたり、以下の4つのポイントを基に検討しました。

- (1) 市計画（公助）と区計画（自助・共助）の役割分担を整理する。
- (2) 現状に即した新たな追加項目の検討を行う。
- (3) 区計画の取組項目中に重点（優先）項目を設ける。
- (4) 取組項目を実行する「担い手」を明確化する。

4 取組項目の選別

今後の取り組むべき方向について検討し、取組項目を選別しました。

- (1) 第1期計画を継続して推進する取組項目（自助・共助）
- (2) 他計画（施策）へ転換し、推進する取組項目（公助）
- (3) 他の取組項目と統合することで、より発展させることが可能な取組項目
- (4) (1)～(3)で選別した結果、区としての重点（優先）的な取組項目

各 論

第4章 基本目標と基本方針

第5章 地域福祉の展開

第6章 計画の推進に向けて

第4章 第1期計画の目指すべき基本目標と基本目標を達成する7つの基本方針を踏襲しました。

第5章 基本方針に基づき解決に向けた具体的な取組みについて、見直しを図りました。

第6章 第2期計画をさらに推進するための体制等について、記述しました。

第4章 基本目標と基本方針

1 基本目標

基本目標は、中央区の目指すべき将来像です
計画づくりに参加した委員の皆さん全員の願いや思い、そして意気込みが、
この23文字に込められています。

みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区

2 7つの基本方針

中央区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、7つの基本方針を定めました。この基本方針は、地区フォーラムで明らかになった生活課題や解決策等から導かれたものであり、地域福祉を推進する方向性を示すものです。

7つの基本方針には、優先順位があります。

基本方針1は、**まさに向こう三軒両隣りからコミュニティを作りあげましょう。**

基本方針2は、**そのコミュニティで交流の輪を広げていきましょう。**

基本方針3は、**そういう中で、社会参加をできるようにしよう。**

そのために必要なのが、人材の育成とか福祉の教育であり、ハード面の整備であります。（基本方針4、5、6、7）

これらの取組みを進めることにより「**支え合い安心して暮らせる地域**」を作り上げていきます。

この第1期計画で定められた基本目標は、第1期計画策定において中央区の地域福祉を推進するための方向性を示したものであり、第2期計画においても引き継いでいきます。

同じく7つの基本方針の優先順位も引き継いでいきますが、中央区としての重点（優先）項目、各地区で選択する重点（優先）項目を定めて、第1期計画において取組みが少ない基本方針4、5、6、7の実現化を目指し、全体的なレベルアップを図ります。

基本方針

1 身近なコミュニティづくりの推進

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進する。

2 交流の場と仲間づくり

誰もがいつでも気軽に立ち寄り、楽しく過ごせる場を地域に確保し、交流の輪を広げて、仲間づくりが図れるようにする。

3 社会参加の推進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場を確保し、社会参加ができるようにする。

4 人材の育成・地域の福祉力向上

誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みづくりも行って、人材の育成と地域の福祉力を高める。

5 相談体制、情報提供の場づくり

いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくる。

6 福祉教育の推進

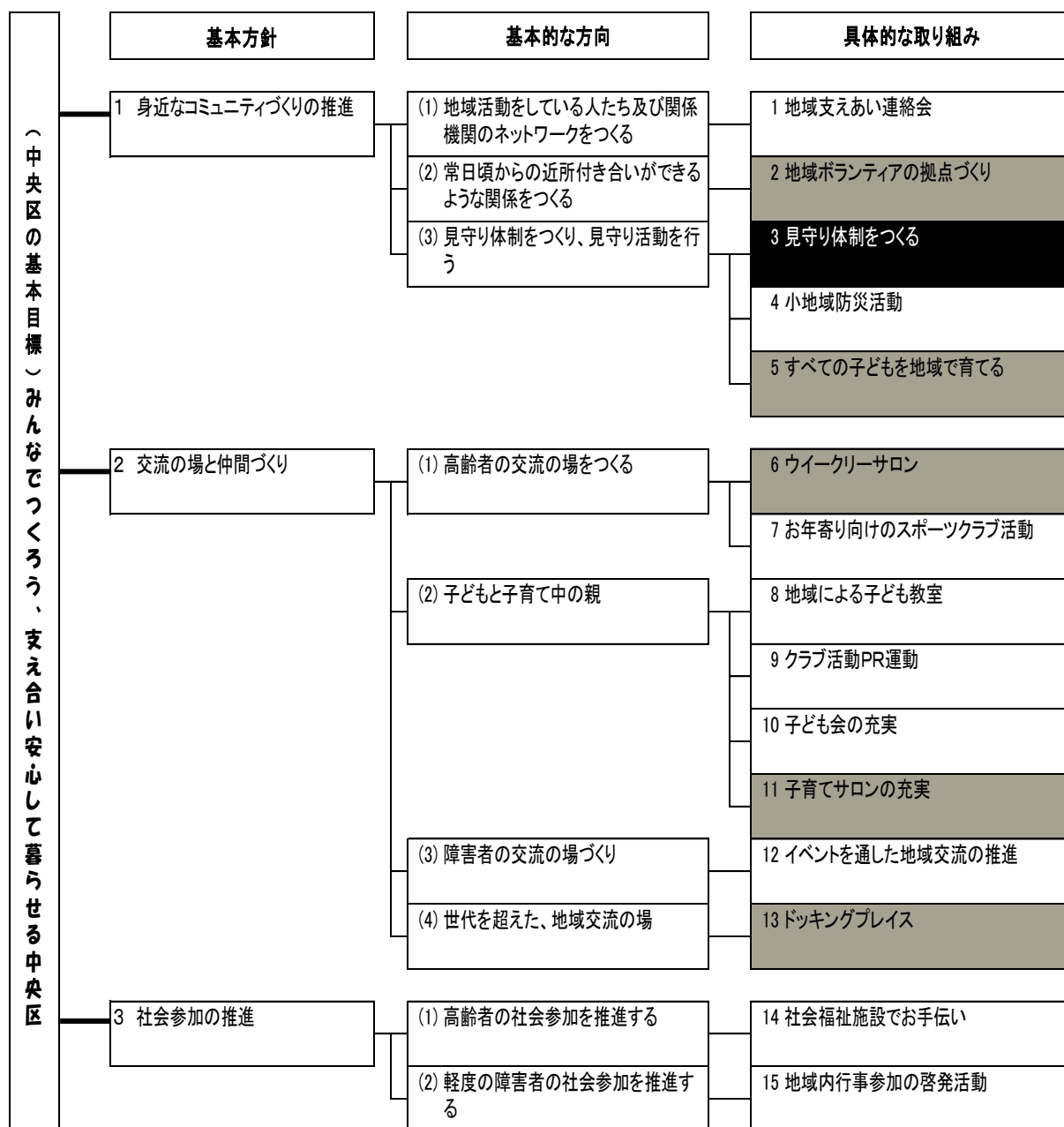
人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む。

7 人にやさしい生活環境づくり

地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める。

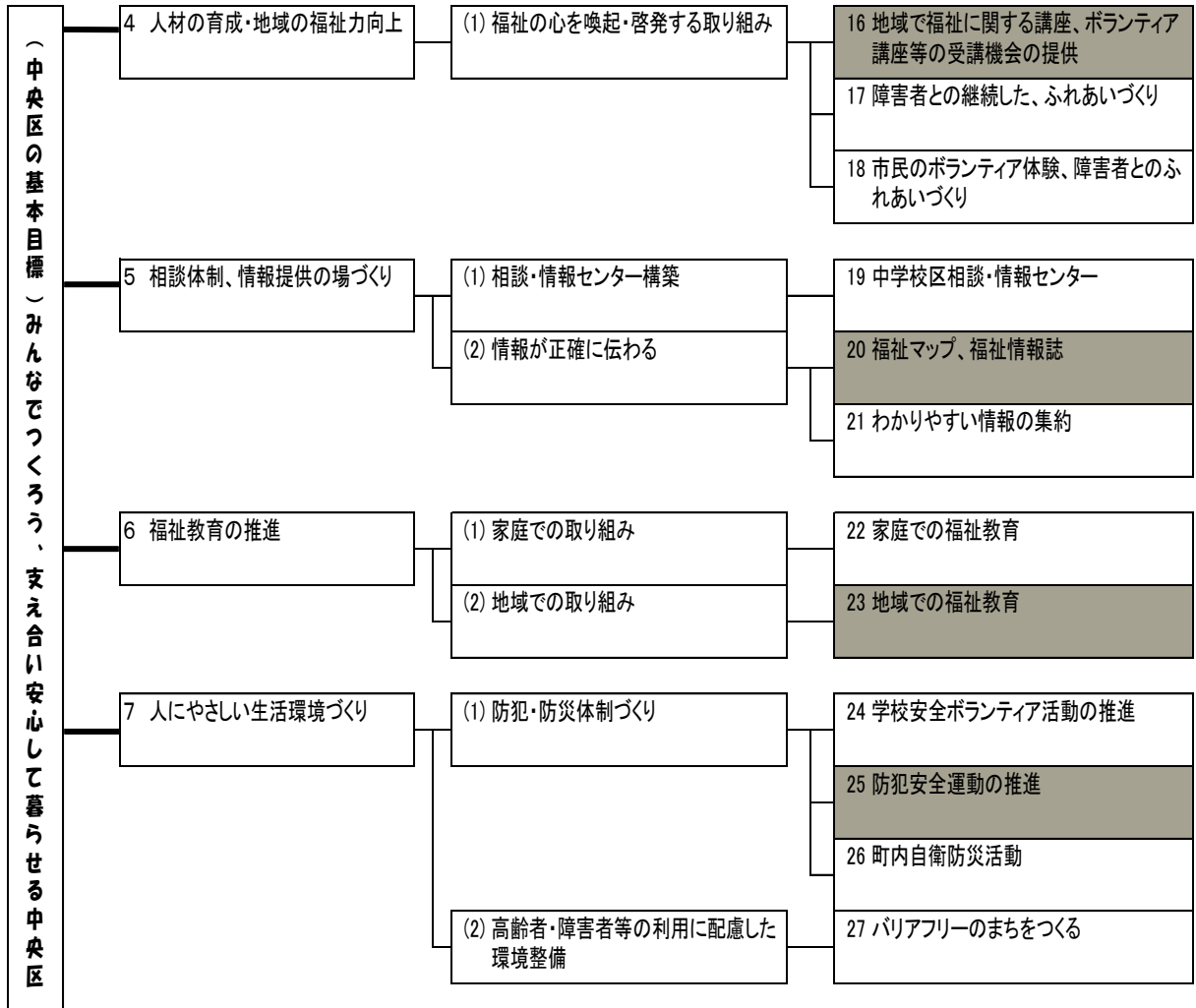
第5章 地域福祉の展開

【計画の体系】



* ■ は、中央区重点項目

■ は、選択する重点項目



1 中央区としての重点（優先）項目

中央区として取り組むべき共通の「重点（優先）項目」は、地域性にとらわれず、どの地区においても同様に取り組むべき必要のあるものと考えられる項目をひとつ設定し、実践していきます。

なぜ、重点項目を定めるのか。それは、計画推進にメリハリをつけ、計画をしっかりと実施していくためです。また、どこから手をつけてよいのか分からないという意見やいまだ計画を知らないため、参加できていない区民に対して、「まずは、これから手をつけていきましょう」と声かけ、促していくきっかけとなるものと考えたからです。

<中央区としての重点（優先）項目>

基本方針1 身近なコミュニティづくりの推進	
基本的な方向（3）見守り体制をつくり、見守り活動を行う	
具体的な取組み	3 見守り体制をつくる
支援を必要とする人を日頃の付き合いの中で見守りながら、災害時に備える。 地域の中で、支援を必要とする人の意向を尊重しながら、見守り体制をつくり、日頃から安否確認や声かけなどを行いながら、災害時に機能するようにする。	

「見守り体制をつくる」を共通の重点項目としたのは、誰もが災害時には支援を必要とするが、とりわけ援護を必要とする高齢者や障害者等に対する支援を日頃から考え対応すべきことであり、それは、どの地区においても同様にあると考えられるためです。

2 各地区で選択する重点（優先）項目

各地区では、地区の地域性や状況などから積極的に取組む項目を9項目の中から選定し、また、重点項目以外の項目についても地域の実状、ニーズ等を考慮して選定し、推進することを期待します。

期待するペースは、年1～2件程度とします。

各地区で選択する重点項目を定めたのは、地区の地域性やニーズ等を考慮して、できる取組みから進めよう、あるいは進んでいない取組みから進めようと、各地区の自主性に任せ選択し、推進していくことを求めたからです。

<各地区で選択する重点項目>

基本方針1 身近なコミュニティづくりの推進	
基本的な方向（2）常日頃からの近所付き合いができるような関係をつくる	
具体的な取組み	2 地域ボランティアの拠点づくり
「こんなボランティアできます」と「こんなボランティアをして欲しい。」といった地域住民の意向をコーディネートする仕組みを地域でつくる。	

基本方針1 身近なコミュニティづくりの推進	
基本的な方向（3）見守り体制をつくり、見守り活動を行う	
具体的な取組み	5 すべての子どもを地域で育てる
近所の子どもと顔見知りになることで、子どもの安全のための見守りにも寄与する。	

基本方針2 交流の場と仲間づくり	
基本的な方向（1）高齢者の交流の場をつくる	
具体的な取組み	6 ウィークリーサロン
身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。	

基本方針 2 交流の場と仲間づくり	
基本的な方向 (2) 子どもと子育て中の親	
具体的な取組み	11 子育てサロンの充実
子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。	

基本方針 2 交流の場と仲間づくり	
基本的な方向 (4) 世代を超えた、地域交流の場	
具体的な取組み	13 ドッキングプレイス
<p>高齢者、障害者、児童、赤ちゃん連れの母親など、誰もが、朝から夕まで気軽に出入りでき、話し合え、こころを育てる場となるような沙龙的な『ドッキングプレイス』を地域の拠点とし、世代間交流や助け合える関係をつくる。</p> <p>そこに行けば誰かが居て話し相手になってくれる、そのような場所。</p>	

基本方針 4 人材の育成・地域の福祉力の向上	
基本的な方向 (1) 福祉の心を喚起・啓発する取組み	
具体的な取組み	16 地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会を提供
<p>身近な地域で福祉に関する講座等を開催し、地域の人に参加を呼びかけ、地域での福祉に関する関心を高め、福祉活動に参加する人の掘り起こしをすすめ、福祉についての正しい知識を得る機会を提供する。</p>	

基本方針 5 相談体制、情報提供の場づくり	
基本的な方向 (2) 情報が正確に伝わる	
具体的な取組み	20 福祉マップ、福祉情報誌
<p>高齢者や障害者、子育て中の親や関係者等に役立つ、わかりやすい福祉マップを作成する。地域のニーズや実態に即した必要な情報も取り入れ、役立つものを目指す。</p> <p>さらに地域の福祉情報をもりこんだ福祉情報誌の発行も目指す。</p>	

基本方針 6 福祉教育の推進	
基本的な方向（2）地域での取組み	
具体的な取組み	23 地域での福祉教育
地域住民の介護力、福祉力の向上や福祉活動への理解と参加を促進する。	

基本方針 7 人にやさしい生活環境づくり	
基本的な方向（1）防犯・防災体制づくり	
具体的な取組み	25 防犯安全運動の推進
まちの安全を脅かす各種犯罪から、住民や子どもたちを守るため、警察ともよく連携をとりながら、住民の手で防犯安全運動を推進する。	

＜重点（優先）項目に取組む場合＞

重点（優先）項目は、文字通りそれを重点的、優先的に取組んでいくものですが、重点（優先）項目以外の取組項目を軽くするものではありません。

「取り組まなくてもよい」、あるいは、「取り組んではいけない」という項目はひとつもありません。

重点（優先）項目以外の取組項目にも積極的に取組んでいきましょう。

3 基本方針ごとの取組項目

基本方針1 身近なコミュニティづくり

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくって身近なコミュニティづくりを推進します。

【第2期計画では】

日頃から近所づきあいを大切にして、高齢者、障害者、子どもたちの見守りに取り組んでいますが、各地区の活動内容や活動頻度に格差があるので、全体的なレベルアップを図ります。

認知症高齢者に対する正しい知識の習得や見守りに「あんしんケアセンター」（地域包括支援センター）を活用し、地域での見守りを進めます。

【解決に向けた基本的な方向と具体的な取組み】

基本的な方向（1）地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる

具体的な取組み	1 地域支えあい連絡会
①目的	地域を支える様々な組織、人が連携、協働を進め、支援する側のネットワークが実質的に機能し、支援を必要とする人に的確に届くようにする。
②活動内容	地域福祉を担う、組織、人が横断的なネットワークを構築する。それぞれの活動や支援情報を必要に応じて共有するとともに、支援を必要とする人に、地域が連携を図り、総合的なサービスが提供できるよう、連絡調整を図る。
③活動の範囲/活動頻度	中学校区単位 *定期的な連絡会は開催するが、固定した会議にせず、ケースにより課題解決のための構成員が集まる「プラットフォーム方式」とする。
④主な担い手・コーディネーター	社協地区部会、町内自治会、社会福祉法人・施設、在宅介護支援者、保健福祉センター、NPO、このほか地域で福祉活動を行っている団体（者）

⑤支援体制 社会福祉協議会
⑥課題 社協区事務所に事務局を置き、調整機能が果せるよう協議を進めることも検討する。

基本的な方向（２）常日頃からの近所付き合いができるような関係をつくる

具体的な取組み <各地区で選択する重点項目>	２ 地域ボランティアの拠点づくり
①目的 「こんなボランティアできます。」と「こんなボランティアをして欲しい。」といった地域住民の意向をコーディネートする仕組みを地域でつくる。	
②活動内容 ア 社協地区部会等が社協ボランティアセンターと連携して、地域の実状に応じてボランティアを派遣するようボランティアセンターに要請する。 イ 人材バンクを設けることを検討する。 担い手の登録は、地域でアンケート（自薦・他薦で、人物を紹介する）を随時実施し、その情報を人材バンクに登録・活用する。 ボランティア活動をした人には、ボランティア券を発行し、自分が頼みたい場合にボランティア券を使えるような仕組みをつくり、継続性を確保するよう検討する。 ※ボランティア券 住民のボランティア活動を応援することを目的に地域で流通させる交換手段です。ボランティアをするとボランティア券をもらえて、次に自分が誰かにお願いしたい時や手伝ってもらいたい時に貯めていたボランティア券をお礼としてボランティアをしてくれた人に渡すといった使い方をします。地域の助け合いの輪を広げる仕組みとして、全国的に取り組まれています。	
③活動の範囲/活動頻度 中学校区単位 ※将来的には町内自治会に置く。	

地域の公共施設（自治会館、集会所、公民館など）を地域の実状に応じて地域のボランティアセンターとして位置付ける。

④主な担い手・コーディネーター

社協地区部会・社協ボランティアセンター

活動ボランティアとして、

ア 福祉や教育を専攻する大学生

イ ボランティア活動を経験した小中学生

ウ 様々な技能・特技を持つ退職した高齢者

エ 看護師、保健師、保育士等の資格を持つ住民

オ 社会福祉施設職員

カ 活動を希望する住民

⑤支援体制

町内自治会、福祉団体等

⑥課題

拠点が必要となるため、地域にある公共施設等の有効活用について、行政との協議が必要。

基本的な方向（3）見守り体制をつくり、見守り活動を行う

<p>具体的な取組み</p> <p><<中央区としての重点項目>></p>	<p>3 見守り体制をつくる</p>
<p>①目的</p> <p>支援を必要とする人を日頃の付き合いの中で見守りながら、災害時に備える。</p> <p>②活動内容</p> <p>地域の中で、支援を必要とする人（高齢者や障害者等）の意向を尊重しながら、見守り体制をつくり、日頃から安否確認や声かけなどを行いながら、災害時に機能するようにする。</p> <p>ア 見守り対象者の把握</p> <p>見守り対象者を把握する方法を慎重に検討する。</p> <p>対象者リストや住まいのマップ作成等、登録の仕方を検討する。</p>	

<p>*見守り対象 高年齢者（特に一人暮らしの方、認知症高齢者の方）、障害者、子育て中の親など</p> <p>イ 通常時の見守り体制 誰が誰をどのように支援するのか、機能しやすいサポートチームづくりを検討する。本人からの支援希望内容を聴取する。 また、認知症高齢者や障害者等に関する正しい知識を習得し、対応できるよう努める。</p> <p>ウ 災害時の見守り体制 あらかじめ連絡方法や避難方法などのマニュアルを作成して、誰が誰をどのように避難誘導するのか、機能しやすいサポートチームづくりを検討する。</p>
<p>③活動の範囲/活動頻度 町内自治会、または町内自治会より小さな単位とする。</p>
<p>④主な担い手・コーディネーター 町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、老人クラブなどが、その地域の状況に応じて組織化し、推進する。</p>
<p>⑤支援体制 社会福祉協議会、あんしんケアセンター（地域包括支援センター）</p>
<p>⑥課題 個人情報に関する取り扱いなど</p>

具体的な取組み	4 小地域防災活動
①目的	<p>自主防災組織や町内自治会の班や組を活用して、小規模な防災組織をつくる。町内自衛防災活動へ発展させていく。</p>
②活動内容	<p>ア 防災訓練、救助訓練、避難場所決め・確認、避難生活シミュレーション、防災グッズの紹介や説明会、耐震住宅の説明会などを必要に応じて実施する。</p> <p>イ 非常時の連絡先、家族の人数、高齢者、小さな子ども、障害者など、災</p>

<p>害弱者の有無を確認し合い、できれば調査票を持ち合い、いざという時に、ご近所で助け合えるようにする。</p>
<p>③活動の範囲/活動頻度 町内自治会、または、町内自治会より小さな単位とする。</p>
<p>④主な担い手・コーディネーター 自主防災組織や町内自治会の班や組を活用する。 地域の企業も加わることで、情報交換や防災訓練等への参加を通じて、地域との連携が深まる。</p>
<p>⑤支援体制 社会福祉協議会、社協地区部会</p>
<p>⑥課題 避難場所への経路などを口頭だけでなく、紙に書いて誰でもが分かるような工夫を考える</p>

<p>具体的な取組み <各地区で選択する重点項目></p>	<p>5 すべての子どもを地域で育てる</p>
<p>①目的 近所の子どもと顔見知りになることで、子どもの安全のための見守りにも寄与する。</p>	
<p>②活動内容 ア 登下校時の児童に対して家の外に出て、声をかける。 イ 保育所（園）、幼稚園、学校行事を地域に開放し、地域の人に広く参加してもらおう。 ウ いきいきサロン、子育てサロン、育児サークルへ、地域住民が積極的に参加する。</p>	
<p>③活動の範囲/活動頻度 町内自治会単位</p>	
<p>④主な担い手・コーディネーター 町内自治会、子ども会、社協地区部会、その他地域住民</p>	
<p>⑤支援体制 社会福祉協議会、学校、PTA</p>	
<p>⑥課題 地域での活動の中心となる人材の育成</p>	

基本方針2 交流の場と仲間づくり

誰もがいつでも気軽に立ち寄り、楽しく過ごせる場を地域に確保し、交流の場を広げて、仲間づくりが図れるようにする。

【第2期計画では】

児童と高齢者とのふれあう交流の場の設置の取組みは進みましたが、障害者との交流の場の設置は不十分でしたので、障害者を含めた交流の場の設置にも取り組む必要があります。

【解決に向けた基本的な方向と具体的な取組み】

基本的な方向（1）高齢者の交流の場をつくる

具体的な取組み <各地区で選択する重点項目>	6 ウィークリーサロン
①目的 身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。	
②活動内容 身近な地域で、社協の「ふれあい・いきいきサロン」などの高齢者向けサロンを、月に1回程度計画的に開催し、徒歩圏内で、週に1回程度利用できるようにする。幼児、障害者の参加も呼びかけていく。	
③活動の範囲/活動頻度 徒歩圏内の、いきいきプラザ、いきいきセンター、公民館、集会所など 週に1回程度	
④主な担い手・コーディネーター ア 社協地区部会 イ 町内自治会 ウ 民生委員・児童委員 エ 老人クラブ オ 子ども会・子ども会育成連絡会 カ 地域のボランティア	

<p>などで構成する連絡会議をつくり、輪番制を取り入れるなど、柔軟な体制づくりを検討する。</p>
<p>⑤支援体制 社会福祉協議会</p>
<p>⑥課題</p> <p>ア サロン内容の検討 気軽に参加できるような雰囲気づくり、関心の高いテーマ設定、講師の確保など、魅力あるサロンづくりを検討する。 （例）健康相談、健康・介護予防に関する講習会、血圧測定など。講師として、看護協会の看護師ボランティア、医師など。</p> <p>イ 開催日の調整・広報 サロンの開催日を調整し、日程表を作成して地域で広報を行い、サロンに参加できるようにする。</p> <p>ウ 場所の確保について、行政との協議が必要。</p>

<p>具体的な取組み</p>	<p>7 お年寄り向けのスポーツクラブ活動</p>
<p>①目的 介護予防、ひきこもりの防止を兼ねた交流の場と機会を拡充する。 ウィークリーサロンのメニューとしても活用。</p>	
<p>②活動内容 ウォーキング、体操、グラウンドゴルフ、ふれあい・散歩クラブ、転倒予防教室（運動機能訓練）</p>	
<p>③活動の範囲/活動頻度 月に1回程度。内容により、回数を増やすことも検討する。</p>	
<p>④主な担い手・コーディネーター ア 社協地区部会 イ 老人クラブ ウ 社会体育指導員 が中心となって推進する。</p>	
<p>⑤支援体制 社会福祉協議会</p>	

⑥課題

高齢者に人気のあるクラブ活動を検討し、地域で希望者を募集し、クラブ活動を運営、指導する。

基本的な方向（２）子どもと子育て中の親

具体的な取組み	8 地域による子ども教室
①目的	地域のすべての子どもたちに、スポーツや文化を学ぶ機会を与え、子どもたちの健全育成を図る。
②活動内容	子どもたちに、スポーツ、文化教室を地域で開催する。なるべく親子で参加し、家庭でも実践できるようにする。中学生がゲストとして参加することも検討する。各種スポーツ教室のほか、お手玉、紙芝居、編み物、紙飛行機、語り、百人一首、囲碁、将棋など。
③活動の範囲/活動頻度	小学校の空き教室、グラウンド、体育館など 月曜日から金曜日までの放課後。（終了時間は下校時の安全を考慮する）土・日曜日の実施も検討する。
④主な担い手・コーディネーター	ア 学校 イ PTA ウ 子ども会 エ 町内自治会 オ 社会体育指導員 などが連携し、運営協議会を設置する。
⑤支援体制	社会福祉協議会
⑥課題	教育委員会が、放課後児童の居場所づくり事業として全校で実施しているので、この事業に参画して推進することが好ましい。

具体的な取組み	9 クラブ活動PR運動
<p>①目的 地域のすべての子どもたちに、希望するクラブに参加できるチャンスを与え、子どもたちの交流や居場所を確保する。</p>	
<p>②活動内容 子どもを対象に、学校での課外クラブ活動、公民館での絵画や習字などの教室・講座、民間で行う各種クラブなど、地域内の各クラブ開催状況や募集状況などの一覧表を作成しPRする。</p>	
<p>③活動の範囲/活動頻度 学校、公民館、青少年センターなど 学校週5日制に対応した取組として、土・日曜日を中心とする。</p>	
<p>④主な担い手・コーディネーター ア 社会福祉協議会 イ 子ども会・子ども会育成連絡会 ウ 地域のボランティア エ 町内自治会</p>	
<p>⑤支援体制 学校、PTA、主任児童委員連絡会</p>	
<p>⑥課題 クラブが不足している地域については、地域内から担い手となる人材を確保し、子ども向けのクラブを増やすよう取り組む。 クラブの選定にあたっては、出来るだけ親子で十分話し合うこと。結果として、親子間の交流を深めることができる。</p>	

具体的な取組み	10 子ども会の充実
<p>①目的 学年をこえた子どもたちの交流の場を拡充する。</p>	
<p>②活動内容 子ども会が活性化することで、子どもたちの学年を越えた交流の場が広がるものと考えられることから、子ども会を充実させるための取組みを実施する。</p>	

③活動の範囲/活動頻度 学校、公民館、集会所など 学校週5日制に対応した取組として、月に1回程度
④主な担い手・コーディネーター ア 子ども会・子ども会育成連絡会 イ 町内自治会 ウ 地域のボランティア
⑤支援体制 社会福祉協議会
⑥課題 町内自治会の役割の中に、「子ども会の充実」を加えるなどの検討を行う。

具体的な取組み ＜各地区で選択する重点項目＞	11 子育てサロンの充実
①目的 子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。	
②活動内容 サロンの場の拡大 保育所（園）、学校の空き教室、子育てリラックス館や子どもルームの空き時間の活用手法なども検討する。	
③活動の範囲/活動頻度 徒歩圏内の公共施設など 月1回程度（地域の実状により実施する）から週1回程度に頻度増を目指す。	
④主な担い手・コーディネーター ア 社協地区部会 イ 地域のボランティア ウ 人材バンクに登録された子育ての経験者や専門家に協力を求める。	
⑤支援体制 社会福祉協議会	
⑥課題 魅力あるテーマづくり 子育ての知識や、同じ悩みを持つ者同士の仲間づくりを、サロンに求めている	

る人が多いことから、食事づくりや健康管理の仕方など、関心の高いテーマづくりを研究する。さらに、テーマに合った講習や健診などを行うほか、専門家の配置も検討する。

基本的な方向（３）障害者の交流の場づくり

具体的な取組み	12 イベントを通じた地域交流の推進
<p>①目的</p> <p>障害の種別に関わらず、地域住民の誰もが、多くのイベントに参加できるよう、障害者団体の横のつながりを強化するとともに、広く地域住民に広報する。</p>	
<p>②活動内容</p> <p>ア 障害者団体の横のつながりを強化する。それぞれの団体が、それぞれ趣向を凝らしイベントを開催しているが、さらに団体間の連携を図ることで、障害の種別を超えた、多くの人に参加できることとなり交流が深まる。</p> <p>また、映写会、カラオケ、クリスマス会、調理教室、音楽会、ソフトボール大会、バス旅行などの様々なイベントを輪番制で企画する。</p> <p>イ 障害者団体が主催するイベントの広報を充実する。個人的なつながりで声をかけるだけでなく、町内自治会の回覧板や市政だより（区のページ）に載せるなど、障害者団体と関係機関が連携し、広く地域住民に参加を呼びかける手法を検討する。</p>	
<p>③活動の範囲/活動頻度 町内自治会単位</p>	
<p>④主な担い手・コーディネーター</p> <p>ア 障害者団体</p> <p>イ 関係機関</p> <p>ウ 民生委員児童委員</p> <p>エ 地域のボランティア</p> <p>オ 町内自治会</p> <p>などで、連絡協議会を設置し、計画的な運営を行う。</p>	
<p>⑤支援体制 社会福祉協議会</p>	
<p>⑥課題 地域の公共施設の活用、イベント内容により頻度を検討する。</p>	

基本的な方向（４）世代を超えた、地域交流の場

<p>具体的な取組み</p> <p><各地区で選択する重点項目></p>	<p>13 ドッキングプレイス</p>
<p>①目的</p>	
<p>高齢者、障害者、児童、赤ちゃん連れの母親など、誰もが、朝から夕まで気軽に出入りでき、話し合え、こころを育てる場となるようなサロンの『ドッキングプレイス』を地域の拠点とし、世代間交流や助け合える関係をつくる。</p> <p>そこに行けば誰かが居て話し相手になってくれる、そのような場所。</p>	
<p>②活動内容</p>	
<p>地域のエリアは、隣近所で顔を合わせ、徒歩圏内である小地域とする。小地域単位に「ミニドッキングプレイス」を確保し、さらに小学校区単位に「ドッキングプレイス」を設け、小地域同士が交流できるようにする。</p>	
<p>③活動の範囲/活動頻度</p>	
<p>施設については、空き教室、公民館、自治会館、体育館、保育園の園庭、高齢者施設、旅館、銭湯、子どもルームの時間外使用やデパートの屋上、地域の神社・お寺など、地域の実状に応じて活用する。</p>	
<p>④主な担い手・コーディネーター</p>	
<p>ア 活動者</p> <p>現に活動している人を基本に、ボランティアで参加できる人をさらに確保し小地域内で活動してもらう。</p> <p>イ コーディネーター</p> <p>ミニドッキングプレイスごとに地域ボランティア等の中から選定する。</p>	
<p>⑤支援体制</p>	
<p>社会福祉協議会</p>	
<p>⑥課題</p>	
<p>コーディネーターの役割</p> <p>地域内において、施設が足りているか、活動が鈍っていないか、必要な調整を行う。小学校区内を調整する役割の人も配置する。</p>	

基本方針3 社会参加の促進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場を確保し、社会参加ができるようにする。

【第2期計画では】

社会参加については、元気高齢者の蓄積した知識や経験、能力を生かした地域活動への参加の取組みがやっとスタートしたばかりで、子育て中の親や障害者（児）が、社会参加や地域活動に参加する取組みはこれからですので、今後一層地域活動や社会参加への取組みを進める必要があります。

【解決に向けた基本的な方向と具体的な取組み】

基本的な方向（1）高齢者の社会参加を推進する

具体的な取組み	14 社会福祉施設でお手伝い
①目的	高齢者の地域社会での活動の場を確保する。
②活動内容	定年を迎えたばかりの人や比較的元気な高齢者、また社会福祉施設利用者の多くは、常に生きがいを求め、いつまでも社会と関わり続けていたいという思いがある。そこで、社会福祉施設において、これまで蓄積した知識や経験を活かしたボランティア活動に取り組みます。 *施設内の庭の手入れ、軽易な修繕、軽作業の補助、施設入所者に対して入浴後の整髪・囲碁の指導・話し相手など。
③活動の範囲/活動頻度	地域の社会福祉施設 週に1回程度
④主な担い手・コーディネーター	ア 定年を迎えたばかりの人 イ 比較的元気な高齢者 ウ 社会福祉施設利用者
⑤支援体制	社会福祉協議会

⑥課題

ケアハウスの談話室などを、地域の放課後児童の一時預かりの場として活用し、紙芝居など、趣向を凝らした取組みを行うなどを検討する。

基本的な方向（２）軽度の障害者の社会参加を推進する

具体的な取組み	15 地域内行事参加の啓発活動
①目的	地域で行われるイベントに、障害者が参加できるようなコーナーなどを設け、社会参加を促進する。
②活動内容	障害者週間に限らず、各種行事を開催する際に、地域内の障害者に参加への呼びかけを行うことで、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める。 行事（運動会など）について、障害者が参加できるコーナー（種目）を設ける等の工夫を凝らす。
③活動の範囲/活動頻度	小学校区単位
④主な担い手・コーディネーター	地域で開催される住民参加行事の主催者（当事者やその家族を含めた地域住民）、民生委員児童委員
⑤支援体制	当事者の家族、NPO、地域のボランティア、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家などで支援体制をつくる。
⑥課題	地域行事主催者への働きかけ、PR方法の検討

基本方針4 人材の育成・地域の福祉力の向上

誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みづくりも行って、人材の育成と地域の福祉力を高める。

【第2期計画では】

ボランティア育成に取り組みましたが、各地区でボランティア人材が不足していることから、各地区共通の課題として、ボランティア人材の育成・確保を進める必要があります。

【解決に向けた基本的な方向と具体的な取組み】

基本的な方向（1）福祉の心を喚起・啓発する取組み

具体的な取組み <各地区で選択する重点項目>	16 地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会を提供
①目的 地域で福祉の心を育む。	
②活動内容 ア 福祉講座の開催と参加呼びかけ イ 「介護等マニュアル」の備え付けと普及 計画的に備え付けて周知する。	
③活動の範囲/活動頻度 町内自治会、または中学校区	
④主な担い手・コーディネーター ボランティア養成講師 ボランティアセンター、地域生活支援センター、障害者家族会、町内自治会、社協地区部会	
⑤支援体制 社会福祉協議会	
⑥課題 地域のニーズに応じた講座内容の検討	

具体的な取組み	17 障害者との継続したふれあいづくり
①目的	障害者に対する理解を深める。
②活動内容	障害者施設を訪問する。 地域の社会福祉施設が主催するイベントに住民が積極的に参加する。
③活動の範囲/活動頻度	福祉施設、障害者施設/継続した訪問
④主な担い手・コーディネーター	社協地区部会、町内自治会、福祉施設
⑤支援体制	社会福祉協議会
⑥課題	施設訪問の受け入れ。社協地区部会、町内自治会と福祉施設との連携方法。

具体的な取組み	18 市民のボランティア体験、障害者とのふれあいづくり
①目的	障害者に対する理解を深める。
②活動内容	地域の障害者施設でボランティア体験し、障害者と交流する。 地域にある障害者施設を地域住民に開放する。 地域交流活動に関する情報を発信する。
③活動の範囲/活動頻度	中学校区、または、地区部会
④主な担い手・コーディネーター	社協地区部会、町内自治会、福祉施設
⑤支援体制	社会福祉協議会
⑥課題	施設の住民への開放や地域交流活動の情報の発信方法の検討 受け入れ体制の問題

基本方針5 相談体制、情報提供の場づくり

いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくる。

【第2期計画では】

福祉マップの作成の取組みは完了しましたので、今後は、気軽に相談できる体制や、欲しい情報をわかりやすく収集し提供できる体制について取組みを進める必要があります。

【解決に向けた基本的な方向と具体的な取組み】

基本的な方向（1）相談・情報センター構築

具体的な取組み	19 中学校区相談・情報センター
①目的	誰もが気軽に相談できる場、情報を得られる場とする。ちょっとした相談にのってくれる人が近所で得られる。
②活動内容	ア 千葉市中央区くらしの安全・安心マップや市民便利帳に記載された内容の受け答え。 イ 行政の担当窓口や関係機関への橋渡しをする。
③活動の範囲/活動頻度	身近な生活圏域である社協地区部会（中学校区又はそれ以下）を単位とする。必要により公民館等を活用した拠点も考えるが、地域で工夫した目的達成のためのよりよい方法を検討し実施する。
④主な担い手・コーディネーター	社協地区部会単位で実施方法を検討した結果によるが相談相手になる人は民生委員児童委員、福祉活動推進員、町内自治会長、老人会長等とするが、できるだけ近所の人たちで対応できるようにする。また、町内自治会等でそうした役割をする人を探し、空白地をなくすよう心がける。
⑤支援体制	社会福祉協議会

⑥課題

- ア 地区部会がこの事業を推進するが、できれば地区部会内にこの業務の担当組織を持つことが望ましい。
- イ 今後予定されている災害時の要援護者の支援者と一体化することも期待され、町内自治会と充分協議することが求められる。
- ウ 近所で相談にのってくれる人の家等地図に明記することが望ましく、また、その場合更新のタイミングを検討し実施していく必要がある。

基本的な方向（２）情報が正確に伝わる

具体的な取組み ＜各地区で選択する重点項目＞	20 福祉マップ、福祉情報誌
①目的 中央区においては「くらしの安全・安心マップ」を作成し、全戸配布できたので更に身近な地域に密着したマップづくりを行う。	
②活動内容 ア 9の「クラブ活動PR運動」とも連動させ、また、19の「中学校区相談・情報センター」における相談できる人の家を記載する。 イ 単位を小学校区範囲以下にし、通学路やこども110番の家も記載し、災害時要援護者関係にも活用できるようにする。 ウ 地域のニーズを調査し、例えば「配達してくれるお店」を入れる等工夫を行う。	
③活動の範囲/活動頻度 地区部会、または小学校区単位	
④主な担い手・コーディネーター 社協地区部会が中心となり、町内自治会や民児協、さらに学校やPTAとも協議しながら推進する。	
⑤支援体制 社会福祉協議会、区役所、民間地図情報提供者	
⑥課題 3～4年で内容の更新が必要となるため、その対策も考えながら推進する。	

具体的な取組み	21 わかりやすい情報の集約
<p>①目的 地域に関する情報を受けやすく、また情報を提供しやすい環境を整備する。</p>	
<p>②活動内容</p> <p>ア 地区部会内に地域に関する情報を収集、整理する機能を持たせる。</p> <p>イ 各情報の発信者（主に行政）に対し、千葉市ホームページ、ちば市政だより、町内自治会回覧文書等の情報のうち、その地域に関する情報については漏れがないよう各地区部会担当部門に伝えるよう働きかける。</p> <p>ウ 地区部会にストックされる情報をそれを活用する人が使いやすいよう分類整理等を行う。</p>	
<p>③活動の範囲/活動頻度 地区部会、または小学校区単位</p>	
<p>④主な担い手・コーディネーター 社協地区部会を中心に推進するが、ここに必要な情報がストックできるよう行政をはじめ民児協、町内自治会、学校、PTA、青少年育成委員会等が協力する。</p>	
<p>⑤支援体制 社会福祉協議会、区役所</p>	
<p>⑥課題</p> <p>ア 行政の協力が必要であり、責任体制を含めて明確化が必要。</p> <p>イ 地区部会がこうした機能を持つためには拠点となる施設が必要となり、この確保・整備がまず必要である。</p>	

基本方針6 福祉教育の推進

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む。

【第2期計画では】

一部の学校や地域で期待どおりの福祉教育に取り組んでいますが、全体的な取組みを進める必要があります。

【解決に向けた基本的な方向と具体的な取組み】

基本的な方向（1）家庭での取組み

具体的な取組み	22 家庭での福祉教育
①目的	人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見・差別をなくす
②活動内容	「福祉教育ハンドブック」の配布、PTAで学習会を開く。
③活動の範囲/活動頻度	中学校区
④主な担い手・コーディネーター	青少年育成委員会、PTA
⑤支援体制	社会福祉協議会
⑥課題	家庭の理解を得るための方策の検討

基本的な方向（２）地域での取組み

<p>具体的な取組み</p> <p><各地区で選択する重点項目></p>	<p>23 地域での福祉教育</p>
<p>①目的</p> <p>地域住民の介護力、福祉力の向上や福祉活動への理解と参加を促進する。</p>	
<p>②活動内容</p> <p>ア 社会福祉施設でのボランティア体験学習（福祉講座・ボランティア教室）</p> <p>イ 社協地区部会、公民館での講座開催</p>	
<p>③活動の範囲/活動頻度</p> <p>中学校区、または地区部会単位</p>	
<p>④主な担い手・コーディネーター</p> <p>社協地区部会、青少年育成委員会、PTA</p>	
<p>⑤支援体制</p> <p>社会福祉協議会</p>	
<p>⑥課題</p> <p>社会福祉施設、学校の理解取り付けと協力体制の確立</p>	

基本方針7 人にやさしい生活環境づくり

地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める。

【計画推進の上での今後の対応】

バリアフリーのまちづくりの実施にあたっては、行政と協働で取り組む必要があるものもあり、検討を進めます。

全体からみれば、かなりの取組みが見られますが、各地区の格差が見られることから、全体的なレベルアップを図る必要があります。

【解決に向けた基本的な方向と具体的な取組み】

基本的な方向（1）防犯・防災体制づくり

具体的な取組み	24 学校安全ボランティア活動の推進
①目的	教育委員会が取り組んでいる「学校安全ボランティア（セーフティウォッチャー）」に、多くの住民が参加するよう地域としてもその促進を図る。 *登下校時の児童・生徒を対象
②活動内容	ア 登下校の時間帯に合わせて、通学路に人を配置して、児童・生徒が安全に通学できるようにする。 イ 学校の敷地内の見回りについても将来的な活動目標として、学校側と調整を進める。
③活動の範囲/活動頻度	小学校区単位
④主な担い手・コーディネーター	地域のボランティア 町内自治会、PTA等が実施体制をつくり、学校、教育委員会と連携を図る。
⑤支援体制	社協地区部会
⑥課題	地域の高齢者の理解と協力

具体的な取組み <各地区で選択する重点項目>	25 防犯安全運動の推進
①目的 地域を住民自ら守る。	
②活動内容 ア 地域や学校・警察が開催する安全講習会や防犯教室、さらに暴漢撃退法などの訓練会場へ、親子、地域住民が積極的に参加できるように広く呼びかける。 イ 青少年育成委員会が実施する「子ども110番の家」の存在を地域に広く周知し、登録する一般家庭やコンビニなどの事業者が増えるよう啓発するとともに地域で行われる行事において、子どもたちにも周知する。	
③活動の範囲/活動頻度 地区部会、または小学校区単位	
④主な担い手・コーディネーター 社協地区部会、町内自治会	
⑤支援体制 社会福祉協議会	
⑥課題 子ども110番の家の近所の人への「留守の場合の対応」等	

具体的な取組み	26 町内自衛防災活動
①目的 防災訓練、救助訓練、避難場所決め・確認、避難生活シミュレーション、防災グッズの紹介や説明会、耐震住宅の説明会を地域で開催する。	
②活動内容 ア 防災避難訓練は、できれば年1回は実施して、年間行事を定めたものを各世帯に配布・周知する。 イ 小地域防災活動（新規）での取組みが発展し、活動になるよう、町内としての連携を図る。 ウ 避難場所については、紙に表示することで、誰でもが分かるようにする。	
③活動の範囲/活動頻度	

町内自治会単位
④主な担い手・コーディネーター 町内自治会
⑤支援体制 社会福祉協議会
⑥課題 ア 地域の中に手話通訳できる人も必要である。 イ 小地域防災活動で把握している、非常時の連絡先、家族の人数、高齢者、子ども、障害者などの災害弱者の状況を、町内としてどのように活用するか慎重に検討する必要がある。

基本的な方向（２）高齢者・障害者等の利用に配慮した環境整備

具体的な取組み	27 バリアフリーのまちをつくる
①目的	高齢者、障害者等にやさしいバリアフリーのまちをつくる。
②活動内容	環境バリア改善総点検 ア 高齢者、障害者、妊産婦などの車いすやベビーカーの通行の妨げとなる歩道の段差、放置自転車、ビルの入り口の重い扉などについて地域で調査し、危険箇所・要改善箇所を把握して、施設管理者と相談し、改善を図る。 イ 通行者の利便性や景観保全の観点から、まちの状況を調査する。
③活動の範囲/活動頻度	中学校区、または地区部会
④主な担い手・コーディネーター	町内自治会などを中心とする地域住民
⑤支援体制	社会福祉協議会
⑥課題	行政と協働して推進する。

第6章 計画の推進に向けて

「第1期計画」では、各地域ごとにさまざまな取組みを進めてきましたが、十分な成果をあげるまでにはいたりませんでした。その要因としては、実施主体の位置付けや計画の進行管理等が十分でなかったことなど推進体制に問題があったものと思われます。

「第2期計画」では、これらの反省を踏まえて本計画を着実に進めていくため、新たな推進体制を整備します。

1 推進体制の確立

(1) 区推進協の役割

本計画を着実に推進していくため、各地域での取組み内容を収集し、進捗状況を把握するなど計画の進行管理等を行います。

(2) 実施主体の明確化

- ① 計画に位置付けられた取組項目を着実に実行していくため、地域住民の福祉の増進を図ることを目的としている社協地区部会をその中心的な担い手として位置付けます。
- ② 地区部会の中に重点（優先）項目をはじめ各取組項目を具体的に実施していくための担当組織を設置するなど部会ごとに工夫をすることとします。
- ③ NPO、ボランティア等の方の参加・協力を積極的に求めていくこととします。

(3) コミュニティソーシャルワーカーの配置

社会福祉協議会区事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、関係機関・団体・地域住民のネットワーク化を進めるとともに、住民相互が支えあう地域福祉活動等の活性化を促進します。



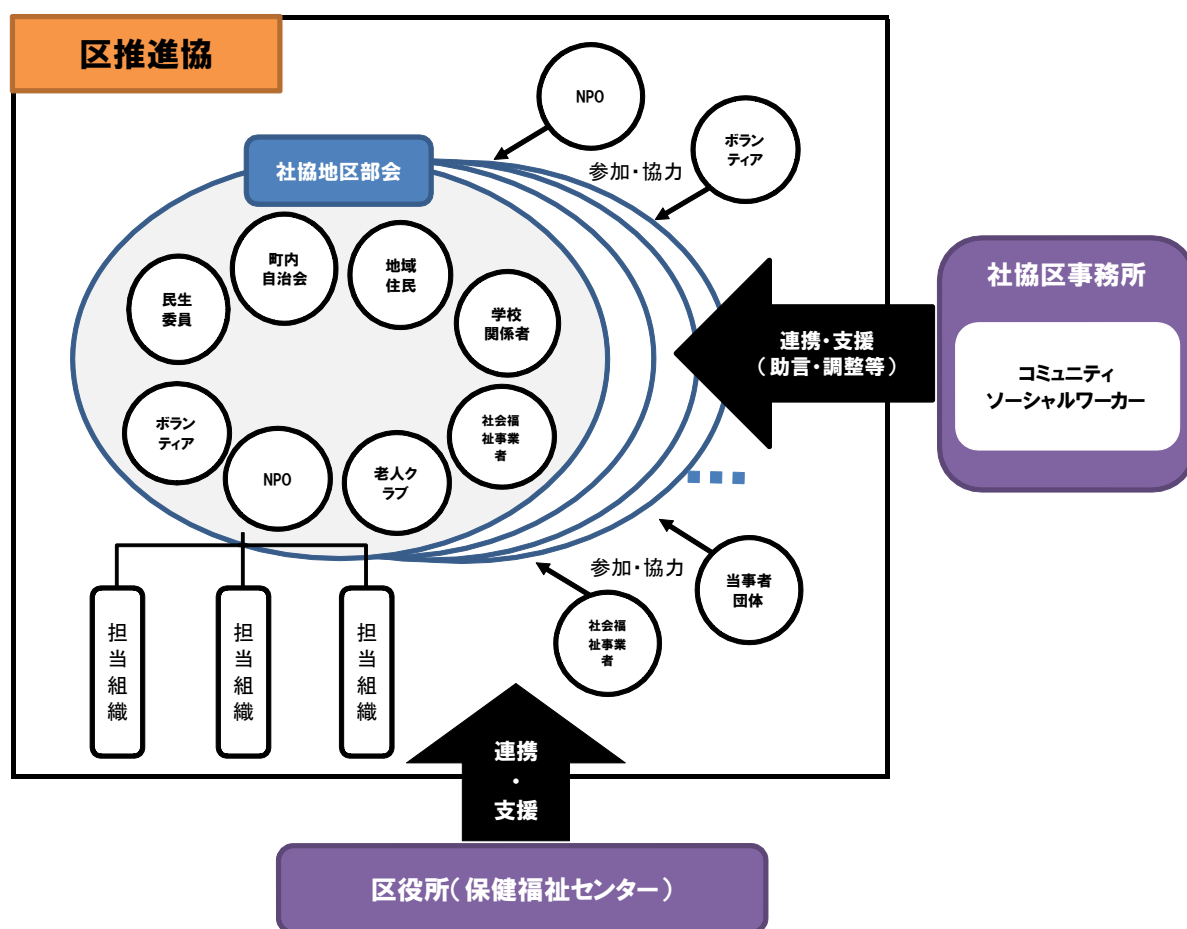
コミュニティソーシャルワーカーとは

地域において支援を必要とする人々に対して、その生活圏や人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した援助を行うとともに、関係機関、関係団体、地域住民の活動等のネットワーク化を進めることで、住民相互が支え合う地域福祉活動の促進を担う専門スタッフをいいます。

(4) 区役所（保健福祉センター）・社協区事務所の役割

区役所（保健福祉センター）及び社協区事務所も「区推進協」の運営や具体的な取組みに対して積極的に連携・支援するなど、その円滑な推進に努めます。

図-3 【地域福祉の推進のイメージ】



2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、区推進協において各年度毎に進行管理を的確に行うとともに、社会経済状況の変化等を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行っています。

資料編

1 中央区の現状	46
（1）人口・世帯数	46
（2）高齢世帯	47
（3）活動団体の状況	48
① 町内自治会加入率	48
② 社会福祉協議会地区部会加入世帯数	48
③ 老人クラブ加入率	49
④ ボランティア登録数	49
（4）要介護認定者数	50
（5）障害者手帳交付数	50
2 中央区地域福祉計画推進協議会	51
（1）設置要綱	51
（2）委員名簿	53

1 中央区の現状

(1) 人口・世帯数

(平成17年9月30日現在)

(単位:人口は人、世帯数は世帯)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		世帯数
			人口比率(%)		人口比率(%)	
千葉市	921,653	129,098	14.0	147,363	16.0	386,909
中央	183,198	23,235	12.7	32,619	17.8	84,786
花見川	180,933	24,758	13.7	29,364	16.2	75,000
稲毛	149,021	19,361	13.0	24,163	16.2	63,407
若葉	149,777	19,956	13.3	28,274	18.9	62,461
緑	112,793	20,263	18.0	14,566	12.9	41,406
美浜	145,931	21,525	14.8	18,377	12.6	59,849

(平成22年9月30日現在)

(単位:人口は人、世帯数は世帯)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		世帯数
			人口比率(%)		人口比率(%)	
千葉市	958,457	132,536	13.8	191,313	20.0	419,892
中央	197,788	25,513	12.9	39,072	19.8	94,745
花見川	180,194	23,318	12.9	38,024	21.1	79,044
稲毛	156,804	21,275	13.6	30,985	19.8	68,991
若葉	151,424	19,183	12.7	36,597	24.2	66,929
緑	121,869	20,466	16.8	19,708	16.2	46,739
美浜	150,378	22,781	15.1	26,927	17.9	63,444

* 人口、世帯とも住民基本台帳・外国人登録原票に記載された集計数

(2) 高齢世帯

(平成12年国勢調査)

市・区	一般世帯数	65歳以上の家族のいる一般世帯			一般世帯総数に占める割合(%)		
			うち高齢 単身世帯	うち高齢 夫婦世帯	高齢世帯	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
千葉市	345,488	79,230	17,386	22,070	22.9	5.0	6.4
中央	74,372	19,798	5,297	5,032	26.6	7.1	6.8
花見川	70,331	16,029	3,418	4,511	22.8	4.9	6.4
稲毛	59,773	13,412	2,926	3,978	22.4	4.9	6.7
若葉	54,791	14,250	2,594	4,100	26.0	4.7	7.5
緑	34,259	7,202	1,066	1,825	21.0	3.1	5.3
美浜	51,962	8,539	2,085	2,624	16.4	4.0	5.0

※高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組の一般世帯をいう。

(平成17年国勢調査)

市・区	一般世帯数	65歳以上の家族のいる一般世帯			一般世帯総数に占める割合(%)		
			うち高齢 単身世帯	うち高齢 夫婦世帯	高齢世帯	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
千葉市	369,571	104,194	23,497	32,440	28.2	6.4	8.8
中央	79,775	23,175	6,281	6,302	29.1	7.9	7.9
花見川	71,867	20,789	4,259	6,691	28.9	5.9	9.3
稲毛	62,815	17,060	3,957	5,391	27.2	6.3	8.6
若葉	57,181	19,343	3,985	6,258	33.8	7.0	10.9
緑	39,019	9,894	1,456	2,864	25.4	3.7	7.3
美浜	58,914	13,933	3,559	4,934	23.6	6.0	8.4

(3) 活動団体の状況

① 町内自治会加入率

	加入率(%)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千葉市	75.7	74.9	73.4	72.4	72.2
中央	74.9	74.0	73.5	71.6	71.2
花見川	85.5	85.3	84.3	82.9	82.3
稲毛	78.5	77.5	77.4	75.8	75.6
若葉	73.9	73.0	67.9	67.2	66.1
緑	61.5	60.4	57.5	56.8	56.8
美浜	72.9	72.3	73.0	73.8	75.5

※加入率＝加入世帯数÷全市または各区の世帯数

各年とも3月末現在。ただし、18年・19年は、4月1日現在の世帯数(外国人登録含む)

で割った加入率。20年以降は、3月末現在の世帯数(外国人登録を除く)で割った加入率。

② 社会福祉協議会地区部会加入世帯数

	加入世帯率(%)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千葉市	45.9	44.1	44.6	44.5	43.2
中央	57.9	57.9	53.6	49.1	46.7
花見川	37.5	33.9	41.7	42.2	41.5
稲毛	45.4	44.1	42.8	46.6	45.6
若葉	41.3	37.6	38.6	37.5	36.6
緑	46.7	46.3	44.7	45.0	44.5
美浜	44.2	42.0	43.7	45.0	43.6

※加入率＝加入世帯数÷全市または各区の世帯数

各年とも3月末現在。

③ 老人クラブ加入率

	加入率(%)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千葉市	7.5	7.0	6.7	6.5	6.4
中央	12.2	11.3	10.6	9.9	9.4
花見川	5.3	5.0	5.0	5.0	4.6
稲毛	6.3	5.9	5.9	5.6	5.5
若葉	6.4	6.0	5.6	6.5	6.5
緑	6.2	5.4	4.6	3.9	3.7
美浜	7.4	7.0	7.2	6.8	7.4

※加入率＝加入している60歳以上の人数÷全市または各区の60歳以上の人口
各年とも4月1日現在。ただし、60歳以上人口は3月末現在のもの。

④ ボランティア登録者数（千葉市社会福祉協議会に登録しているボランティア）

	登録数(人)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
個人ボランティア	3,951	4,129	4,139	3,920	3,927
ボランティアグループ	6,718	5,412	5,287	5,142	4,727
（ ）内はグループの数	(161)	(147)	(140)	(134)	(129)
合計	10,669	9,541	9,426	9,062	8,654

※ 各年とも3月31日現在

※ ボランティアは登録区を越えて活動することもあるため、千葉市全体の登録数を表している。

(4) 要介護認定者数

(単位:人)

市・区	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
千葉市 (中央区) ※ H17年3月末	3,688 (968)		6,426 (1,563)	2,829 (713)	2,440 (584)	2,507 (594)	2,188 (529)	20,078 (4,951)
千葉市 ※ H22年5月末	4,090	4,009	4,618	4,490	3,605	3,454	2,967	27,233
中央	782	1,060	860	1,187	921	840	684	6,334
花見川	1,095	601	1,016	657	604	640	603	5,216
稲毛	638	568	767	714	526	543	497	4,253
若葉	758	816	824	973	769	704	552	5,396
緑	344	470	674	495	444	413	336	3,176
美浜	473	494	477	464	341	314	295	2,858

(5) 障害者手帳交付数

(単位:人)

市・区	身体障害者		知的障害者(療育手帳)		精神障害者	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
千葉市	23,220	28,737	3,615	4,654	1,758	3,518
中央	4,811	5,929	714	904	367	794
花見川	4,593	5,601	662	871	333	626
稲毛	3,847	4,583	601	755	258	522
若葉	4,367	5,454	691	868	307	628
緑	2,501	3,337	444	617	220	462
美浜	3,101	3,833	503	639	273	486

※各年とも3月末現在

2 中央区地域福祉計画推進協議会

(1) 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中央区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を、地域住民が、自主性と主体性を持ち積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため設置する中央区地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、地域福祉計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また区計画の見直しをはじめ今後の取組み方策について意見交換するほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関する広報
- (2) 地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整
- (3) 地域福祉計画の取組状況の把握
- (4) 行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 地域住民（ただし、第2号及び第3号に該当するものを除く。）
- (2) 地域福祉活動者
- (3) 社会福祉事業者
- (4) その他中央保健福祉センター所長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進協議会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会は、委員長が招集し、議長となって議事を進める。

2 推進協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会開催に係る庶務は、中央保健福祉センター高齢障害支援課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、中央保健福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

平成22年11月1日現在（敬称略、50音順）

No	氏名	所属団体等
1	いたくら きよたか 板倉 清隆	中央区老人クラブ連合会
2	いちかわ あきら 市川 明	公募
3	いちずみ あきら 市角 明	中央区町内自治会連絡協議会
4	いとう のりこ 伊藤 雅子	民生委員児童委員協議会(椿森中学校地区)
5	うえくさ しずえ 植草 志津江	公募
6	おおが よ 大賀 きぬ代	NPO法人(アワーズ)
7	おおて かずお 大手 和夫	千葉市社会福祉協議会蘇我地区部会
8	おおの みえこ 大野 美恵子	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
9	こなか ひでまる 小中 秀麿	千葉市社会福祉協議会都地区部会
10	さいき ひろこ 才木 浩子	公募
11	さいとう たつ 齋藤 達	公募
12	さから ひろこ 相樂 弘子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会
13	さきもと むねかず 笹本 宗和	千葉市社会福祉協議会新宿地区部会
14	さとう ひろし 佐藤 博	公募
15	しらい すずむ 白井 進	千葉市社会福祉協議会末広地区部会
16	すがわら ようこ 菅原 陽子	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
17	すずき はじめ 鈴木 甫	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
18	たけい まさみつ 武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会
19	たるみ としこ 樽見 歳子	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会
20	にし ようこ 西 陽子	あんしんケアセンターうらら
21	のよ くにこ 野與 邦子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
22	はせべ たいぞう 長谷部 泰三	千葉市社会福祉協議会寒川地区部会
23	はなざわ じゅん 花沢 順	中央区町内自治会連絡協議会
24	はやし かつただ 林 克忠	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
25	ほそい ひでまさ 細井 英正	民生委員児童委員協議会(葛城中学校地区)
26	やべ えいいち 矢部 英一	ファミリー・サポート・センター会員
27	やまざわ まちこ 山澤 町子	民生委員児童委員協議会(松ヶ丘中学校地区)
28	わたなべ てるじ 渡辺 輝次	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会

第2期中央区地域福祉計画

発行 平成23年3月
編集・発行 中央保健福祉センター 高齢障害支援課
〒260-8511 千葉市中央区中央4-5-1
電話 043-221-2150
FAX 043-221-2602
電子メール koreishogai.CHU@city.chiba.lg.jp

